

# 取扱職種の範囲等の明示

クックビズ株式会社

有料職業紹介事業（27-ユ-300801）

## ◆当社の取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- 取扱職種：全職種
- 取扱地域：全国

## ◆手数料に関する事項

【求職者から徴収する手数料】

- 手数料等はありません。

【求人者から徴収する手数料】

- 手数料等については別紙の手数料表（消費税を除く）のとおりです。

## ◆返戻金制度に関する事項

当社は、返戻金制度を以下のとおり設定しています。

なお、求人者の皆さまと当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

- 14日以内退職の場合      サービス利用料の全額を返金
- 30日以内退職の場合      サービス利用料の80%を返金
- 60日以内退職の場合      サービス利用料の50%を返金
- 90日以内退職の場合      サービス利用料の20%を返金

## ◆苦情等のお問合せに関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

【お問い合わせ先】

〒530-0012      大阪府大阪市北区芝田2丁目7番18号 LUCID SQUARE UMEDA8階

お問い合わせフォーム：[https://cookbiz.jp/contact/tpl\\_input\\_can.php](https://cookbiz.jp/contact/tpl_input_can.php)

#### ◆求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱は、各事業所の紹介責任者となります。

求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限りします。

#### ◆個人情報の取扱に関する事項

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業に携わる従業員とする。

個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。

2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。

3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示、又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は、求職者への周知に努めることとする。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

## 手数料表

| サービスの種類及び内容   | 手数料額   |
|---|--|
| 求人受理時の事務費用  | <p><b>0円</b></p> <p>手数料負担者は<b>求人者</b>とします。</p>   |
| 求人申込み後、求人者に求職者を紹介するサービス<br><b>【職業紹介サービス】</b>          | <p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<b>100%</b></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<b>100%</b></p> <p>手数料負担者は<b>求人者</b>とします。</p> |
| 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス<br><b>【職業紹介の付加サービス】</b> | <p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<b>100%</b></p> <p>手数料負担は<b>求人者</b>とします。</p>  |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索                          | <p>着手金                   <b>1,000,000円</b></p> <p>活動1日あたり       <b>50,000円</b></p> <p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の<b>100%</b></p> <p>手数料負担者は<b>求人者</b>とします。</p>   |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言                           | <p>成功報酬</p> <p>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の<b>100%</b></p> <p>手数料負担者は<b>関係雇用主</b>とします。</p>   |